

住所不明組合員の「みなし自由脱退」手続きに関する公告

2024年12月1日
宮崎県学校生活協同組合
理事長 相馬 早苗

定款第10条および「住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規則」に基づき、「みなし自由脱退」手続きについて公告します。

記

1. 対象となる組合員

2024年12月1日を基準日として、次の2つの条件を同時に満たす組合員を対象とします。

- (1) 出資金、利用分量割戻金の案内などが宛先不明で返送され、登録された電話番号でも連絡がとれない。
- (2) 基準日より過去2年間、事業利用や出資金の増減資、住所変更等がなされていない。

2. ご住所の確認のお願い

該当すると思われる組合員の方は、お手数ですが2025年1月31日までに当組合へお申し出ください。

ご連絡がなく、住所の確認ができない場合は2025年3月31日付で「みなし自由脱退」手続きをとらせていただきます。

3. 出資金の取り扱い

「みなし自由脱退」手続きをとらせていただいた方の出資金は、2年間預り金として管理し、払い戻し請求があれば速やかに返還いたします。

また、その後も本人からの申し出等で所在確認ができた場合は出資金の返還のための手続きを行います。

[お問合せ先]

宮崎県学校生活協同組合 総務担当

宮崎市太田1丁目25番地

TEL0985-53-6011（平日8:30~17:15）